

議第 6 号議案

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部改正

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 9 月 2 6 日提出

市会運営委員会

委員長 瀬之間 康 浩

横浜市条例（番号）

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「市外に」を削り、同条に次の2項を加える。

3 議員が招集に応じて会議、委員会（分科会、小委員会及び理事会を含む。）又は地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席したときは、費用弁償として、1日につき、次の各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

(1) 神奈川区、西区、中区、南区及び磯子区 1,000円

(2) 鶴見区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区及び栄区 2,000円

(3) 緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区及び瀬谷区 3,000円

4 会議等の決定により議員が市内に出張したときは、費用弁償として、第1項に規定するもののほか、1日につき、前項各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由の生じた費用弁償について適用し、同日前に支給事由の生じた費用弁償については、なお従前の例による。

提 案 理 由

市内出張旅費及び日額として支給する費用弁償を支給するため、横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

〔 上段 改正案 〕
〔 下段 現 行 〕

（費用弁償）

第 5 条 議員が職務のため市外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

（第 2 項省略）

3 議員が招集に応じて会議、委員会（分科会、小委員会及び理事会を含む。）又は地方自治法第 100 条第 12 項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席したときは、費用弁償として、1 日につき、次の各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

(1) 神奈川区、西区、中区、南区及び磯子区 1,000 円

(2) 鶴見区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区及び栄区 2,000 円

(3) 緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区及び瀬谷区 3,000 円

4 会議等の決定により議員が市内に出張したときは、費用弁償として、第 1 項に規定するもののほか、1 日につき、前項各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。